八・五％」	に、「	㈡　その他のもののうち
」	を	
「		㈠　砂糖を加えたもの
		A　チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品のうち
		チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの
		B　その他のもののうち
		しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの
」	を	
「		㈡　その他のもののうち
一八〇六・九〇	に、「	その他のもの
二七％	一％	
」	を	
「		その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに詰物をしてないもの
一八〇六・三二		㈡　その他のもの
		㈠　砂糖を加えたもののうち
		チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの
一八〇六・九〇		その他のもの
」	を	
「		その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの（限る。）
一％	に、「	
」	を	
「		㈡　その他のもの
		A　砂糖を加えたもののうち
		チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの
二一％		
」	を	
「		その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
一％	に、「	
」	を	
「		㈡　その他のもののうち
		しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの
二一％		
」	に改める。	

」		別表第一第一九〇一・九〇号中
「		(2)　その他のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定により輸入するものの連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入され、同法第三四条第一項の規定により同法第三一条の規定により輸入されるもの
二五		
」		
「		(2)　その他のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定により輸入するものの連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入され、同法第三四条第一項の規定により同法第三一条の規定により輸入するもの並びに